

8. 完了検査申請書を出しましょう

工事が完了したら「完了検査申請書」を区の建築課または指定確認検査機関に提出して検査を受け、合格しますと「検査済証」が交付されます。原則として、この「検査済証」の交付を受けた後でなければ建築物を使用することができません。

この検査済証は、大切に保管しておきましょう。

第二十一号様式（第四条の四関係）		
建築基準法第7条第5項の規定による		
検査済証		
第 年 月 日 号		
建築主、設置者又は築造主	様	
建築主事等職氏名		印
下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。		
記		
1. 確認済証番号	第	号
2. 確認済証交付年月日	年	月 日
3. 確認済証交付者		
4. 建築場所、設置場所又は築造場所		
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要		
6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定		
7. 検査年月日	年	月 日
8. 委任した建築主事氏名	印	
(注意) この証は、大切に保存しておいてください。		

(見本：一部実際と異なる場合があります。)